

第589号
2017年4月14日

共同実施を断念させよう

東学



東京都学校事務職員労働組合
東京都新宿区高田馬場 3-14-14
03-3367-6783
東学 Web <http://tougaku.net/>

東学に結集して闘おう

学校職場では定数削減や年々増大・複雑化する業務負担の中で、長時間労働・労働強化がますます深刻化しています。とりわけ新規採用者や他局等から転入された方の負担は大きく、心身を壊してしまう人も近年は珍しくありません。

小中学校の職場では、共同実施、「校務改善」という事務職員の労働環境を大きく左右する課題が立ちはだかっています。

都・都教委の業績主義体制の強化の下、人事制度の改悪も進められています。今年度は退職手当の削減提案が浮上することも懸念されます。

納得いかないこと、不当なことには「おかしい」と声を上げられる場が必要です。

そして、それを都教委、地教委等につぶせることが必要です。その時、権限、情報量などに関して非対称性のもとにある労使が対等の立場で話し合うことを可能にするためには、組合に一人でも多くの人々が結集し、数の力を背景にすることが必要です。

心が折れそうな時も、支えになるのは「1人ではない」という心強さです。

あきらめず、たゆまず、できることから一歩ずつ。そして大きな前進を勝ち取りましょう。

組合の存在は必要不可欠です。

東学に結集してともに闘いましょう。

◆ 共同実施を断念させよう！ ◆

小中学校の職場において、都教委は「10年のスパンで義務制の都費正規事務職員を半減させる」ことを目的として、共同実施を推進しようとしています。正規職員を共同事務室に集め概ね4名で7校分の業務を行わせる一方で、学校現場は非常勤職員で対応させるというのが、その内容です。（なお「小中学校事務の共同実施」と呼ばれるものは他県でも広がりつつありますが、内容的には東京の共同実施とは異なります。）

正規事務職員を学校現場からはがすことは認められません。学校にいてこそその学校事務職員です。しかも、共同事務室に集約され業務が現場にいらなくてもできる仕事（給与・旅費・共済等）に限定されれば、それはまさにアウトソーシング一歩手前の状況です。

「正規職員の半減」は合理化であり、認められません。小中学校の事務職員定数は今現在でも厳しい状況であり、長時間労働・労働強化が年々深刻化しています。標準定数法にも違反しています。

新たな非常勤職員を増やすことも問題です。全国の非正規労働者はついに全労働者の4割を超え、そのうち4割が不本意非正規労働者です。それによる貧困化が進み、社会不安が増大して

います。それを助長するようなことは行政の見識としてするべきではありません。

さらに共同実施が業務の非効率化、それによる教育活動への影響、学校・地教委職員の負担増を招くことは実施地区の現状からすでに明らかになっています。試行地区・計画地区では校長・副校長や市費事務職員からも不安の聲がますます広がっており、そのため本格実施を延期した地区もあります。

東学は7者協(東学・都校職組・アィム' 89、事務ユニオン・東京教組・都立学校支部小中学校部・都教組事務職員部)とともに、都教委要請、署名活動、また各地区で、共同実施をさせないための地教委要請などに取り組んできました。その結果「10年のスパンで半減」という2012年のモデル実施開始時点での都教委の目論見を大きく後退させています。

もうひと頑張りです。なんとしても断念に追い込みましょう。

◆ 給食費等の無償化・公会計化を実現しよう！ ◆

私費会計は、それ自体が地方自治法の総計予算主義に照らして不適切・違法なものであり、その「仕事」にたずさわることが「職務専念義務違反」となります(総務省の回答)。

また公費でない以上、その「仕事」量は職員定数にも算定されません。書類にも会計管理室のチェックは一切入りません。その分、校内チェックを含む学校の事務処理が煩雑になりがちであり、担当者に多大な実務的・心理的負担を強いています。最悪の事態としての着服や紛失等の不幸な会計事故も後を絶ちません。

東学は自治労・自治労学校事務協議会に結集し、給食費等の無償化と当面の措置としての公会計化、定数配置増を要求しています。

◆ 賃金削減、業績評価体制に反対の声を上げよう！ ◆

東学は大都市東京で生活できる給与の引き上げを求め、給料月額・特別給の大幅な一律引き上げを要求しています。

今、都・都教委が人事制度において最も重視しているのは「職責・能力・業績」であり、その基礎にしているのが業績評価です。しかし業績評価に完全な客観性・公平性を担保するのは不可能であり、恣意的評価も排除できません。それによって職員間の賃金、処遇に格差をつけることなど認められません。

◆ 「戦争法」の廃止を求め、「戦争する国づくり」を認めません！ ◆

◆ 「共謀罪」法案の廃案を求め、憲法改悪に反対します！ ◆

◆ 労働法制改悪・過労死の合法化に反対します！ ◆

◆ 脱原発社会をめざし、原発再稼働に反対します！ ◆

(加入のお申し込み・ご相談先)

世田谷区立三宿小学校・事務室 松永哲次 TEL03-3411-9740

【Colum】

今年度の都立学校事務職員の新規採用は114名。これには呆れかえった。昨年度が120名。その前が69名。都立学校数(除特支)は200校弱。事務職員定数は削減され、基本的に1校4名。半数もの学校で、経営企画室内人員の半数が採用後3年目以内の職員ということになる。半数以上が2~3年の経験者という職場では、職場内研修もままならず、まさに「困難職場」となっている。都教委は学校職場に

ついては何も考えていないとしか思われない。

義務制についても同様だ。都教委は標準定数法に違反して補正定数を置いていないため小中学校の都費正規職員は基本定数の1名のみ。これでは「つぶれる」人が出ない方が不思議だ。補正定数基準が守られていたころは、とりわけ新規採用者や他局からの転入者などは必ず複数校に配置されていたのだが。